



「情報活用能力」を育むための計画的な環境整備を求めていきます

全国どの地域でも一定水準の教育を受けられるよう文部科学省が定める基準「学習指導要領」が改訂されます。生活でも仕事でも、情報を集め・選び・使うことが当たり前な社会に適応する人材を育てるため、今回の改訂では「情報活用能力」が、より基礎的で重要な能力と位置づけられます。

国の狙い通りに「情報活用能力」を育んでいくために、沼津市を含む全自治体で **ICT** を活用できる環境の整備が必要となっています。

ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報処理だけでなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称です。（かつて日本で普及した用語ITとほぼ同義）

「情報活用能力」の位置づけの変化

現在

教科目標を学習する過程で身につけば良いもの。

新学習指導要領（小学校2020年度～、中学校2021年度～）

言語能力や問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」。教科横断的に習得させるべき、不可欠なもの。

全ての教科で、大型TVやプロジェクタなどの大型提示装置やデジタル教科書などのICTを使った学びが求められます。必要に応じたタブレットやインターネットの活用も求められます。

例えば「国語でローマ字を学ぶ際、合わせてローマ字入力を学ぶ」、「社会科でコンピュータを活用して情報収集・まとめをする」などの学びの形が求められます。

しかしながら、現状は環境整備が十分でなく、いつでも不自由なく、授業・学習支援にICTを活用できる状況にはありません。新学習指導要領への対応は まだまだこれからです。

ICT環境整備の状況

項目	文部科学省「5か年計画」の水準 (2018年度～2022年度)	沼津市の状況
学習用コンピュータ（児童生徒用）	3クラスに1クラス分程度	各学校に1クラス分
指導用コンピュータ（教師用）	授業を担当する教師1人につき1台	各学校のパソコン室に1台、小学校にはタブレットが各1台
大型提示装置	小・中学校の各普通教室に1台、特別教室用として6台	プロジェクタが各学校に2台、電子黒板が各学校に1台
実物投影機	小学校の各普通教室に1台、特別教室用として6台	小学校に各1台
超高速インターネット及び無線LAN	全学校に整備	整備済み
統合型校務支援システム	全学校に整備	整備済み
ICT活用支援員	4校あたりに1人配置	なし

新学習指導要領の実施にICTは必要不可欠です。環境が整っていなければ、教えられないし、学べません。学校の設置者である自治体には、責任をもって環境整備を進めていく義務があります。

整備計画の早急な策定や推進体制の構築など、国が求める水準を満たす環境整備を計画的に進めていくよう、引き続き求めていきます。



